

2017年12月26日

各位

株式会社りそなホールディングス (証券コード 8308)

株式会社みなと銀行普通株式(証券コード 8543)に対する公開買付けの開始に 関するお知らせ

株式会社りそなホールディングス(以下、「公開買付者」又は「当社」)は、2017 年9月26日付プレスリリース「株式会社みなと銀行普通株式(証券コード8543)に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」(同年10月13日付で公表した一部訂正を含み、以下、「当社2017年9月プレスリリース」)により公表致しましたとおり、2017年9月26日開催の取締役会において、以下の一定の事項を条件として、公開買付者が株式会社みなと銀行(以下、「対象者」)の普通株式(以下、「対象者普通株式」)を公開買付け(以下、「本公開買付け」)により取得することを決定しておりました。本公開買付けは、公開買付者、株式会社三井住友フィナンシャルグループ(以下、「三井住友フィナンシャルグループ」)、対象者、株式会社関西アーバン銀行(以下、「関西アーバン銀行」)及び株式会社近畿大阪銀行(以下、「近畿大阪銀行」)(以下、対象者、関西アーバン銀行及び近畿大阪銀行の3社を併せて「統合グループ」、3社をそれぞれ「統合各社」)が公表した2017年9月26日付「株式会社みなと銀行、株式会社関西アーバン銀行及び株式会社近畿大阪銀行の経営統合等に関するお知らせ」(同年10月13日付で公表した一部訂正を含み、以下、「本経営統合プレスリリース」)に記載のとおり、統合グループの経営統合(以下、「本経営統合」)の一環として行われるものです。

本公開買付けにつきましては、本統合契約(下記「I. 買付け等の目的等」の「1. 本公開買付けの概要」に定義される。)に基づき、①中間持株会社である「株式会社関西みらいフィナンシャルグループ」(以下、「本持株会社」)の当社による設立、本持株会社の増資の当社による引受け、株式会社りそな銀行(以下、「りそな銀行」)から本持株会社に対する貸付、及び当社が保有する近畿大阪銀行の株式(以下、「近畿大阪銀行株式」)の全部についての当社による本持株会社への譲渡がそれぞれ完了すること、②対象者、関西アーバン銀行及び本持株会社の間で、本株式交換(下記「I. 買付け等の目的等」の「1. 本公開買付けの概要」に定義される。)に係る契約(以下、「本株式交換契約」)が締結される

こと、③対象者及び関西アーバン銀行において、本株式交換契約を承認する旨の株主総会 決議が行われること、④関西アーバン銀行において本株式交換契約を承認する旨の関西 アーバン銀行の普通株式(以下、「関西アーバン銀行普通株式」)の株主及び関西アーバン 銀行優先株式(下記「I. 買付け等の目的等」の「1. 本公開買付けの概要」に定義され る。)の株主による各種類株主総会(以下、「関西アーバン銀行種類株主総会」)の決議が 行われること、⑤本経営統合の一連の行為が重要な点において法令等の違反を構成せず、 違反を構成することが合理的に見込まれていないこと(関係当局等において、当該行為を 制限又は禁止する旨を求める申立、訴訟その他の手続が係属しておらず、また、当該行為 を制限又は禁止する旨の関係当局等の判断等が存在しないことを含む。)、⑥本経営統合 の一連の行為が重要な点において許認可等に抵触せず、抵触することが合理的に見込まれ ていないこと(当該行為を行うことについて必要とされる私的独占の禁止及び公正取引の 確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。その後の改正を含む。以下、「独占禁止法」) 上の待機期間及び審査期間が経過していることを含む。)、並びに⑦本経営統合の実行又 はその経済条件に重大な悪影響を与える事態その他本経営統合の目的の達成が困難となる 事態のいずれもが発生又は判明しておらず、発生又は判明することが合理的に見込まれて いないこと等の各条件(以下、「本前提条件」)が充足された場合に、速やかに実施するこ とを予定しておりました。

今般、本前提条件が充足されたことから、公開買付者は、本日、以下のとおり、本公開買付けを2017年12月27日から開始することを決定致しましたので、お知らせ致します。

I. 買付け等の目的等

1. 本公開買付けの概要

本経営統合プレスリリースにおいて公表致しましたとおり、当社、三井住友フィナンシャルグループ、株式会社三井住友銀行(以下、「三井住友銀行」)、対象者、関西アーバン銀行及び近畿大阪銀行(以下、6社を併せて「全当事者」)は、2017年3月3日に当社、三井住友フィナンシャルグループ、対象者、関西アーバン銀行及び近畿大阪銀行で締結した基本合意書に基づき、当社、三井住友銀行、対象者、関西アーバン銀行及び近畿大阪銀行にあっては2017年9月26日に開催したそれぞれの取締役会において、三井住友フィナンシャルグループにあっては2017年9月26日に同社の執行役において、関係当局等の許認可等が得られること等を前提として、当社が本持株会社を設立し、当社が保有する近畿大阪銀行株式の全部を本持株会社へ譲渡すること、当社が本公開買付け及び関西アーバン銀行普通株式を対象とする公開買付けを実施すること、三井住友銀行が保有する関西アーバン銀行の第一種優先株式(以下、「関西アーバン銀行優先株式」)の全部を当社へ譲渡すること、並びに本持株会社と対象者及び関西アーバン銀行両行による株式交換を実施すること等により、本経営統合を行うことをそれぞれ決議又は決定し、2017年9月26日、当社、三井住友フィナンシャルグ

ループ、三井住友銀行、対象者、関西アーバン銀行及び近畿大阪銀行の6社を当事者とする統合契約(以下、「本統合契約」)を締結致しました。なお、本統合契約の内容につきましては、下記「4. 本公開買付けに関する重要な契約等」をご参照下さい。

当社は「オムニ・リージョナル」体制の確立(注 1)を基本戦略の一つに掲げているところ、地域金融機関等との多様な結びつきを加速させるべく、その一つのあり方として、本持株会社を議決権の51%程度を有する連結子会社とすることと致しました。また、三井住友フィナンシャルグループと対象者及び関西アーバン銀行との間の歴史的経緯を踏まえ、かつ、一般株主の流動性に配慮した結果、三井住友フィナンシャルグループはその子会社を通じた保有分を含めて本持株会社の議決権の22.3%から26.3%程度(注 2)を保有し本持株会社を持分法適用関連会社とすることが適当であると判断致しました。本経営統合の方式を選択するにあたっては、(a)経営統合の目的をできるだけ早期に実現すること、(b)本持株会社の様々なステークホルダーの保護・尊重を図ること、及び、(c)相互に関連する資本・財務政策上の課題のバランス(具体的には、自己資本比率、配当負担及び一株当たり利益(EPS)等の各指標のバランス)に配慮すること等の観点から検討を行いました。

- (注1) 当社が2017年4月28日に公表した中期経営計画(2017年度から2019年 度までの3年間を新たな計画期間とする中期経営計画)のとおり、当社 は、①「オムニ・チャネル」の進化、②26,000 名の「オムニ・アドバ イザー」の育成、③「オムニ・リージョナル」体制の確立を基本戦略 と定め、当該基本戦略に取り組むことで、"これまで有効な接点を持 つことができなかったお客さま"、"これまで汲み取ることができな かったニーズ"及び"これまでリーチすることができなかった収益機 会(銀行業務と親和性の高い機能の拡充等)"へのアプローチを可能と する、国内の幅広いリテールのお客さまに支持される「次世代リテー ル金融サービスモデル」の構築を目指しております。当該基本戦略の うち③「オムニ・リージョナル」体制の確立とは、(a)オープンプラッ トフォームの拡充、すなわち(i)地域金融機関等との多様な結びつき を通じ、地域密着によるきめ細かさとグループとしてのスケールメ リットの確保の両立、(ii)オペレーション改革等を通じた効率性の高 い卓越した業務運営体制のさらなる強化及び(iii)銀行業務と親和性の 高い機能の拡充による、「新たな収益機会」の創出と(b)スマートスト ア(インターネット支店)の本格展開による全国レベルでのお客さま基 盤の拡充を行うものです。
- (注 2) 本経営統合後の三井住友フィナンシャルグループは、対象者及び関西 アーバン銀行のそれぞれの三井住友銀行以外の一般株主(以下、「本一

般株主」)の全員がその保有する普通株式の全部について本公開買付け及び関西アーバン銀行普通株式を対象とする公開買付けへ応募した場合、その子会社を通じた保有分を含めて本持株会社の議決権の26.3%を保有し、本一般株主の全員がその保有する普通株式の全部について本公開買付け及び関西アーバン銀行普通株式を対象とする公開買付けへ応募しなかった場合、その子会社を通じた保有分を含めて本持株会社の議決権の22.3%を保有することとなります。

上記の検討を踏まえて、本経営統合においては、①当社による本持株会社の設 立、②当社が保有する近畿大阪銀行株式の全部についての本持株会社への譲渡、 ③当社による本公開買付け及び関西アーバン銀行普通株式を対象とする公開買付 けの実施、④三井住友銀行が保有する関西アーバン銀行優先株式の当社への譲 渡、⑤本持株会社を株式交換完全親会社、対象者を株式交換完全子会社とする株 式交換及び本持株会社を株式交換完全親会社、関西アーバン銀行を株式交換完全 子会社とする株式交換(以下、両株式交換を併せて「本株式交換」)の実施、⑥本 持株会社の普通株式の株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」)市場 第一部への同取引所の定める有価証券上場規程第 208 条に基づく上場(以下、 「テクニカル上場」)等により、(i)本持株会社が近畿大阪銀行、対象者及び関 西アーバン銀行をその完全子会社とし、(ii)当社が本持株会社の議決権の51%程 度を保有して本持株会社をその連結子会社とし、(iii)三井住友フィナンシャルグ ループがその子会社を通じた保有分を含めて本持株会社の議決権の 22.3%から 26.3%程度を保有し本持株会社をその持分法適用関連会社とすることを予定して おります(これらの詳細は本経営統合プレスリリース及び下記「4. 本公開買付け に関する重要な契約等」をご参照下さい。)。

当社は、2017 年 9 月 26 日に開催した取締役会において、本前提条件が充足されていることを条件に、本経営統合の一環として、対象者普通株式(但し、対象者が所有する自己株式を除く。以下同じ。)を対象とする本公開買付けを実施することを決定致しました。今般、当社は、これらの手続が完了し、その他の条件も含めて本前提条件が充足されたことを確認し、本日、本公開買付けを開始することを決定致しました。

また、当社は、本日、関西アーバン銀行普通株式(注)(但し、関西アーバン銀行が所有する自己株式を除く。以下同じ。)を対象とする公開買付けを開始することを決定致しました。当該公開買付けの詳細は、当社が2017年9月26日に公表した「株式会社関西アーバン銀行普通株式(証券コード8545)に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」(同年10月13日付で公表した一部訂正を含む。)及び本日公表した「株式会社関西アーバン銀行普通株式(証券コード8545)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」をご参照下さい。

(注) 関西アーバン銀行は、関西アーバン銀行普通株式以外に、本日現在、

関西アーバン銀行優先株式 73,000,000 株を発行しており、発行済の関西アーバン銀行優先株式の全てを三井住友銀行が所有しております。当社は、本統合契約において、関西アーバン銀行普通株式を対象とする公開買付けによらないで三井住友銀行が保有する関西アーバン銀行優先株式 73,000,000 株の全てを、2018 年 2 月 20 日又は当社及び三井住友銀行が別途合意する日に譲り受ける(以下、「関西アーバン銀行優先株式譲渡」)旨合意しております。

本公開買付けに関連して、当社は、本統合契約において、対象者を連結子会社としている三井住友銀行との間で、上記の本持株会社に対する当社及び三井住友フィナンシャルグループの持分割合を実現する観点から、三井住友銀行が、その保有する全ての対象者普通株式 18,483,435 株(注 1)(所有割合(注 2)44.84%)につき、本公開買付けに応募する旨の合意をしております。したがって、本公開買付けについては、以下に記載するあん分比例の方式により、株券等(株式に係る権利をいう。以下、特段の記載がない限り同じ。)の買付け等に係る受渡しその他の決済を行うことになります。

- (注1) 三井住友銀行の保有する対象者普通株式には、同行が退職給付信託の信託財産として拠出し、信託管理人の同意等を条件として換価処分の指図権を留保している対象者普通株式 16,550,000 株(所有割合40.15%)が含まれています。以下、三井住友銀行の保有する対象者普通株式について同じとします。
- (注2) 所有割合とは、対象者が2017年11月21日に提出した第19期第2四半期報告書(以下、「本第2四半期報告書」)に記載された2017年9月30日現在の対象者普通株式の発行済株式総数(41,095,197株)に、対象者が2017年6月29日に提出した第18期有価証券報告書(以下、「本有価証券報告書」)に記載された2017年5月31日現在の新株予約権(1,467個)及び2017年7月21日付で発行した新株予約権(319個)の目的となる各対象者普通株式数の合計(178,600株)を加算し、対象者が2017年11月14日に公表した「平成30年3月期第2四半期(中間期)決算短信 [日本基準](連結)」(以下、「本第2四半期決算短信」)に記載された2017年9月30日現在対象者が所有する対象者普通株式に係る自己株式数(57,415株)を控除した株式数(41,216,382株)に対する割合(小数点以下第三位四捨五入)をいいます。以下、株式の所有割合について同じとします。

当社は、本経営統合により本持株会社を子会社化するに際しては、本経営統合 後における本持株会社の一般株主の皆様に十分な流動性を確保する観点から、本 経営統合の結果として本持株会社の持分の51%程度を保有することを想定してお ります。そのため、本公開買付けにおいては、対象者普通株式 6,182,500 株 (注)(所有割合 15.00%)の取得を目的としており、買付予定数の上限を6,182,500 株に設定しております。本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等(以下、「応募株券等」)の総数が買付予定数の上限(6,182,500 株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含む。以下、「法」)第 27 条の 13 第 5 項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含む。以下、「府令」)第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。他方、買付予定数の下限は設定しておりませんので、応募株券等の総数が買付予定数の上限(6,182,500 株)以下の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

(注) 買付予定数の上限は、対象者が 2017 年 8 月 4 日に提出した第 19 期第 1 四半期報告書に記載された 2017 年 8 月 4 日現在の対象者普通株式の発行済株式総数 (41,095,197 株)に本有価証券報告書に記載された 2017 年 5 月 31 日現在の新株予約権(1,467 個)に 2017 年 7 月 21 日付で発行した新株予約権(319 個)の目的となる各対象者普通株式数の合計(178,600 株)を加算し、対象者が 2017 年 7 月 28 日に公表した「平成 30 年 3 月期第 1 四半期決算短信 [日本基準] (連結)」に記載された 2017 年 6 月 30 日現在対象者が所有する対象者普通株式に係る自己株式数(57,282 株)を控除した株式数(41,216,515 株)に係る議決権数(412,165 個)の 15%(61,825 個)(小数点以下切り上げ)に、対象者の単元株式数である 100 株を乗じた数(6,182,500 株)としております。

なお、対象者が 2017 年 9 月 26 日に公表した「株式会社りそなホールディングスによる当社普通株式に対する公開買付け(予定)に関する意見表明のお知らせ」(同年 10 月 13 日付で公表した一部訂正を含み、以下、「対象者 2017 年 9 月プレスリリース」)によれば、対象者は、本公開買付けに関する意見について、以下のとおり決議したとのことです。

対象者は、本経営統合に関する諸条件について慎重に検討を行った結果、本経営統合は対象者の中長期的な企業価値を向上させるものであると判断し、2017年9月26日開催の取締役会において、本統合契約を締結するとともに、同日時点における対象者の意見として、本経営統合の一環として本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに対して賛同の意見を表明し、かつ、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して、(i)引き続き対象者普通株式を保有して本持株会社の株主となっていただくという選択肢に加えて、(ii)本公開買付けに応募していただくことによりこの時点で一定の現金化を図るという選択肢をも提供するものであり、対象者の株主の皆様にとって、本公開買付けにおける買付け等の価格(以下、「本公開買付価格」)である対象者普通株式1株につき 2,233 円は妥

当であり、かつ、対象者株主の皆様が上記(i)及び(ii)のいずれの選択肢を選択されても株主の皆様にとって特に不利ではないものであると判断しており、上記(i)及び(ii)の両選択肢も踏まえて、本公開買付けに応募されるか否かを株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

また、今般、対象者によって公表された本日付「株式会社りそなホールディングスによる当社普通株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」(以下、「対象者 2017 年 12 月プレスリリース」といい、対象者 2017 年 9 月プレスリリースと併せて「対象者意見表明プレスリリース」)によれば、対象者は、本日開催の取締役会において、2017 年 9 月 26 日開催の取締役会の判断を変更するべき事情は特段見受けられないと考え、当該判断を維持し、改めて、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。対象者の意思決定の過程に係る詳細については、下記「3. 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照下さい。

- 2. 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、本公開 買付け後の本経営統合の概要並びに本経営統合後の経営方針
 - (1) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

当社は、2001 年 12 月に株式会社大和銀ホールディングスの商号で設立され、その普通株式を東京証券取引所及び株式会社大阪証券取引所の各市場第一部に上場し、2002 年 10 月に商号を現在の株式会社りそなホールディングスに変更しています。当社は、その完全子会社であるりそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行及び近畿大阪銀行を含む国内連結子会社 11 社、海外連結子会社3社及び持分法適用関連会社1社(2017 年 9 月 30 日時点) とともに、当社グループを構成し、持株会社として、グループ各社の経営管理を担い、これらのグループ各社は、銀行・信託業務のほか、クレジットカード業務・ベンチャーキャピタル業務・ファクタリング業務・投資信託委託業務などの金融サービスを提供しております。また、近畿大阪銀行は、当社グループの地域金融機関として、関西圏を中心とした地域密着型金融を積極的に推進し、地域経済の活性化に取り組んでいます。

一方、対象者は、1999 年4月に、東京証券取引所市場第一部に上場していた株式会社阪神銀行と株式会社みどり銀行が合併し、株式会社みなと銀行として誕生し、その後も、引き続き、東京証券取引所市場第一部に上場し、2000 年7月に株式会社さくら銀行の対象者普通株式に対する公開買付けに

よる連結子会社化等を経て、現在に至っているとのことです。対象者グループは、対象者、親会社である三井住友フィナンシャルグループ及び三井住友銀行の2社、並びに連結子会社14社で構成され、銀行業務を中心に、クレジットカード業務、信用保証業務、リース業務、事務処理代行業務、経営相談業務などの金融サービスに係る事業を行っているとのことです。また、対象者は「地域のみなさまと共に歩みます~金融・情報サービスの提供を通じて、地域に貢献します~」との経営理念に基づき、兵庫県に軸足を置いた地域密着型のビジネスモデルで「県民銀行」として地域貢献に取り組んでいるとのことです。

また、関西アーバン銀行は、2004 年 2 月に株式会社関西銀行と株式会社関西さわやか銀行が合併し株式会社関西アーバン銀行として誕生し、2005 年 4 月にその普通株式を東京証券取引所市場第一部に上場したとのことです。その後、関西アーバン銀行は、2010 年 3 月に株式会社びわこ銀行と合併し、現在に至っているとのことです。関西アーバン銀行グループは、関西アーバン銀行、親会社である三井住友フィナンシャルグループ及び三井住友銀行、並びに連結子会社6社で構成され、銀行業務を中心にリース業務・クレジットカード業務などの金融サービスに係る事業を行っているとのことです。また、関西アーバン銀行は、大阪府及び滋賀県を主要営業地盤とし、「地域に密着した真に一流のリージョナルバンクへの挑戦」「高い経営効率と強靭な経営体力の構築」「活力溢れる逞しい人材集団の形成」の3点を経営方針として掲げ、地域に根ざした商圏内でのお客さまとのリレーション構築に注力するとともに、中小企業・個人金融を中心としたリテールバンキングに取り組んでいるとのことです。

統合グループを取り巻く環境は、わが国の人口構成の変化や成熟社会の進展、テクノロジーの進化に伴う金融ビジネスの変化、産業の垣根を越えた新たな競争時代の到来など、様々な構造変化が加速しています。地域金融機関としては、こうした事業環境変化に適合する新たなビジネスモデルを一早く構築することで、これまで以上に地域経済の発展に寄与するとともに、自らを再成長させるための新たな出発点になると考えています。

統合グループが事業基盤としている大阪府、兵庫県及び滋賀県の域内総生産(約63.6兆円)が国内 GDP の12%を占める状況の下、統合各社がそれぞれの強み・特性を活かしつつ、関西経済のさらなる活性化や力強い発展に貢献することは、関西をマザーマーケットとする金融機関としての最大の使命であり、ひいては日本経済の持続的な成長の一翼を担うものであると認識をしております。

こうした基本認識の下、全当事者は、統合各社が長年培ってきたお客さま 及び地域社会との関係をベースに、「**関西の未来とともに歩む新たなリ** アール金融サービスモデル」の構築に向けて、公開買付者及び統合各社がそれぞれ設置した統合準備委員会や、公開買付者、統合各社及び三井住友フィナンシャルグループの代表者等が出席する合同委員会等において、企業理念、ガバナンス、経営方針、ビジネスモデル、統合形態などの協議・検討を進めるとともに、本公開買付価格を含む本経営統合の諸条件及び日程等について本格的な協議・検討を進めてまいりました。こうした協議・検討の結果、本持株会社の下に統合各社が結集する本経営統合を行うことで、統合各社が単独で存続する以上の企業価値の向上を実現できるとの判断に至り、全当事者は、2017年9月26日付で本統合契約を締結し、当社は、2017年9月26日に開催した取締役会において、本前提条件が充足されることを条件に、本統合契約に基づき、本経営統合の一環として、本公開買付けを実施することを決定致しました。

その後、当社は、2017年11月10日に金融庁から本持株会社の設立等に必要な銀行法上の認可を取得したことを受け、2017年11月14日、本統合契約に基づき、本持株会社を設立し、本持株会社をして、対象者及び関西アーバン銀行との間で、2017年11月14日付で本株式交換契約を締結させました。そして、2017年12月6日にりそな銀行から本持株会社に対する貸付が、2017年12月7日に当社による本持株会社の増資の引受け及び当社が保有する近畿大阪銀行株式の全部についての本持株会社への譲渡がそれぞれ完了し、本日、対象者及び関西アーバン銀行において本株式交換契約を承認する旨の株主総会決議が、関西アーバン銀行において本株式交換契約を承認する旨の関西アーバン銀行種類株主総会の決議がそれぞれ行われたことを受け、当社は、当該条件以外の条件も含めて本前提条件が充足されたことを確認し、本公開買付けを開始することを決定致しました。

(2) 本公開買付け後の本経営統合の概要

当社は、本公開買付けが成立した場合に、本統合契約に基づき、以下の各行為を予定しております。

① 当社による三井住友銀行からの関西アーバン銀行優先株式の譲受け本公開買付け及び関西アーバン銀行普通株式を対象とする公開買付けの決済が完了していることを条件として、本統合契約に基づき、2018年2月20日又は当社及び三井住友銀行が別途合意する日に、三井住友銀行は三井住友銀行が保有する関西アーバン銀行優先株式の全てを当社に売却し、当社はこれを買い受けます。なお、関西アーバン銀行優先株式譲渡の対価は、総額740億円(1株当たり1,013.70円(小数点以下第三位四捨五入))とします。

② 本株式交換の実施

本持株会社、対象者及び関西アーバン銀行は、本日、本持株会社、対象者及び関西アーバン銀行において本株式交換契約を承認する旨の株主総会決議を、関西アーバン銀行において本株式交換契約を承認する旨の関西アーバン銀行種類株主総会の決議をそれぞれ経ており、2018年4月1日に本株式交換の効力を発生させることを予定しています。本株式交換に係る割当ての内容は以下のとおりです。

本持株会社と対象者との間の株式交換に係る株式の割当ての内容

	本持株会社	対象者(世代な始合へそへなり)
	(株式交換完全親会社)	(株式交換完全子会社)
普通株式の	1	2. 37
交換比率	(普通株式)	(普通株式)

(注1) 株式の割当比率

対象者普通株式1株につき、本持株会社の普通株式2.37株を 割当て交付します。

なお、上記株式交換比率は、本統合契約の締結日から本クロージング日(下記「4. 本公開買付けに関する重要な契約等」の「(2) 本経営統合の条件、方式等」に定義される。以下同じ。)までの間において、本持株会社、近畿大阪銀行、対象者若しくは関西アーバン銀行の財政状態、経営成績、キャッシュフロー、事業又は権利義務に重大な悪影響を及ぼすおそれがあると合理的に判断される事態が発生し、本経営統合の実行又は本経営統合の経済条件に重大な悪影響を与える事態その他本経営統合の目的の達成が困難となる事態が発生又は判明した場合は、全当事者及び本持株会社が協議の上、変更されることがあります。

- (注2) 1株に満たない端数の取扱い
 - 本株式交換により交付する本持株会社の普通株式に1株に満たない端数が生じた場合は、会社法第 234 条の規定に従ってこれを処理します。
- (注3) 本株式交換において本持株会社が交付する新株式数(予定) 本持株会社は、本株式交換に際して、普通株式310,457,667 株を新たに発行し、割当て交付する予定です。

上記の本持株会社が交付する新株式数は、本第2四半期報告書に記載された2017年9月30日現在の対象者普通株式の発行済株式総数(41,095,197株)並びに関西アーバン銀行が2017年11月14日に提出した第155期第2四半期報告書(以下、

「関西アーバン銀行第2四半期報告書」)に記載された 2017 年9月30日現在の関西アーバン銀行普通株式の発行済株式総数(73,791,891 株)及び関西アーバン銀行優先株式の発行済株式総数(73,000,000 株)を前提として本株式交換により発行される本持株会社の普通株式数を算出しております。但し、対象者及び関西アーバン銀行は、本株式交換により本持株会社が対象者及び関西アーバン銀行の発行済株式の全部を取得する時点の直前時においてそれぞれが保有する自己株式(会社法

第785条第1項に定める、本株式交換に際して行使される反 対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。)の 全部を消却する予定であるため、本第2四半期決算短信に記 載された 2017 年9月 30 日現在において対象者が所有する対 象者普通株式に係る自己株式数(57,415 株)及び関西アーバン 銀行が 2017 年 11 月 14 日に公表した「平成 30 年 3 月期第 2 四半期(中間期)決算短信 [日本基準] (連結) に記載された 2017年9月30日現在において関西アーバン銀行が所有する関 西アーバン銀行普通株式に係る自己株式数(300,757株)は、 上記の算出において、新株式交付の対象から除外しておりま す。なお、対象者又は関西アーバン銀行の株主から株式買取 請求権の行使がなされた場合等、対象者の 2017 年9月 30 日 時点における自己株式数又は関西アーバン銀行の 2017 年 9 月 30 日時点における自己株式数が当該直前時までに変動した場 合は、本持株会社の交付する新株式数が変動することがあり ます。なお、関西アーバン銀行の自己株式については、上記 300,757 株のほか、株主名簿上は関西アーバン銀行名義と なっておりますが、実質的には所有していない株式が 100 株 あります。

(注4) 単元未満株式の取扱いについて

本株式交換により、1単元(100 株)未満の本持株会社の普通株式(以下、「単元未満株式」)の割当てを受ける対象者の株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、本持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、会社法第194条第1項及び定款の規定に基づき、本持株会社に対し、自己の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能です。

本持株会社と関西アーバン銀行との間の株式交換に係る株式の割当ての内容

7 7 8		
	本持株会社	関西アーバン銀行
	(株式交換完全親会社)	(株式交換完全子会
		社)
普通株式の	1	1.60
交換比率	(普通株式)	(普通株式)
優先株式の	1	1. 30975768
交換比率	(普通株式)	(優先株式)

(注1) 株式の割当比率

関西アーバン銀行普通株式1株につき、本持株会社の普通株式1.60株を割当て交付します。

なお、上記株式交換比率は、本統合契約の締結日から本クロージング日までの間において、本持株会社、近畿大阪銀行、対象者若しくは関西アーバン銀行の財政状態、経営成績、キャッシュフロー、事業又は権利義務に重大な悪影響を及ぼすおそれがあると合理的に判断される事態が発生し、本

経営統合の実行又は本経営統合の経済条件に重大な悪影響を与える事態その他本経営統合の目的の達成が困難となる事態が発生又は判明した場合は、全当事者及び本持株会社が協議の上、変更されることがあります。

関西アーバン銀行優先株式1株につき、本持株会社の普通株式1.30975768株を割当て交付します。

- (注2) 1株に満たない端数の取扱い 本株式交換により交付する本持株会社の普通株式に1株に満たない端数が生じた場合は、会社法第234条の規定に従ってこれを処理します。
- (注3) 本株式交換において本持株会社が交付する新株式数(予定) 上記「本持株会社と対象者との間の株式交換に係る株式の割 当ての内容」の(注3)をご参照下さい。
- (注4) 単元未満株式の取扱いについて 本株式交換により、単元未満株式の割当てを受ける関西アー バン銀行の株主の皆様につきましては、その保有する単元未 満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売 却することはできません。そのような単元未満株式を保有す ることとなる株主の皆様は、会社法第 192 条第1項の規定に 基づき、本持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を 買い取ることを請求することが可能です。また、会社法第 194 条第1項及び定款の規定に基づき、本持株会社に対し、 自己の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数 の株式を売り渡すことを請求することも可能です。

なお、本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等につきましては、本経営統合プレスリリースの「III. 本株式交換の実施(予定)について」の「4. 株式交換に係る割当ての内容の根拠等」をご参照下さい。

本株式交換の効力発生日と同日に、本持株会社の普通株式を東京証券取引 所市場第一部にテクニカル上場させることを予定しています。

本公開買付けが成立した後の本経営統合の日程(予定)は、以下のとおりです。

2018年2月20日	関西アーバン銀行優先株式譲渡の実行
2018年3月28日	対象者普通株式及び関西アーバン銀行普通株式
2010年3月20日	の上場廃止
2018年4月1日	本株式交換の効力発生
2010年4月1日	本持株会社の普通株式のテクニカル上場

(3) 本経営統合後の経営方針

① 本経営統合後の本持株会社の状況

本経営統合後の本持株会社の状況は、以下のとおりとなる予定です。

7 0	
 名称	株式会社関西みらいフィナンシャルグループ
71 71 T	(英文名称 Kansai Mirai Financial Group, Inc.)
本店所在地	大阪市中央区備後町2丁目2番1号
	代表取締役兼社長執行役員 菅 哲哉
 代表者の就任予	なお、代表取締役は4名とし、その他の代表取締役3
たる有の就任了	名には、それぞれ、本クロージング日における対象者
	頭取、関西アーバン銀行頭取及び近畿大阪銀行社長が
	就任する予定です。
	銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とす
	る。
事 类内容	1. 本持株会社の属する銀行持株会社グループの経営管
事業内容	理及びこれに付帯又は関連する一切の業務
	2. 前号の業務のほか、銀行法により銀行持株会社が行
	うことのできる業務
資本金	29, 589, 614, 338 円
決算期	3月31日
純資産(連結)	未定
総資産(連結)	未定
上場証券取引所	東京証券取引所 市場第一部
上版 日日 ⇒□, ⇒↓	取締役、取締役会及び株主総会のほか、監査等委員会
機関設計	及び会計監査人を設置する。
会計監査人	有限責任監査法人トーマツ
株主名簿管理人	三井住友信託銀行株式会社

② 本経営統合後の組織再編の概要

近畿大阪銀行及び関西アーバン銀行は、統合効果を最大化する見地から 2019 年4月を目途として、合併により組織形態の最適化を行う予定です。

3. 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

対象者意見表明プレスリリースによれば、対象者の親会社である三井住友銀行

が、公開買付者との間で、その保有する全ての対象者普通株式 18,483,435 株(所有割合 44.84%)につき、本公開買付けに応募する旨の合意をしていることに鑑み、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、以下の措置を実施したとのことです。

なお、公開買付者は、下記①から⑤までの措置を通じて、対象者の少数株主の 利益には十分な配慮がなされていると考えております。

- ① 対象者による独立した第三者算定機関からの株式価値算定結果報告書及び意 見書の取得
 - (ア) 算定機関の名称並びに対象者及び公開買付者との関係

対象者は、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意思 決定の過程における公正性を担保するために、対象者及び公開買付者 から独立した第三者算定機関として財務アドバイザーである EY トラン ザクション・アドバイザリー・サービス株式会社(以下、「EYTAS」)に 対して、対象者普通株式の価値の算定を依頼したとのことです。EYTAS は、対象者及び公開買付者の関連当事者(連結財務諸表の用語、様式及 び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号。その後の改正を 含む。)第 15 条の4に定める「関連当事者」をいう。以下同じ。)には 該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有して いないとのことです。また、対象者は EYTAS から 2017 年 9 月 26 日付に て、同社の意見書に記載された要因及び前提条件のもと、本公開買付 価格が公開買付者、三井住友フィナンシャルグループ、三井住友銀 行、関西アーバン銀行及び近畿大阪銀行以外の対象者普通株式の株主 にとって財務的見地から妥当である旨の意見書(フェアネス・オピニオ ン)(以下、「本 EYTAS 意見書」)を取得しているとのことです。本 EYTAS 意見書の前提条件及び免責事項については別紙1をご参照下さ V 1

(イ) 算定の概要

EYTAS は、対象者が東京証券取引所市場第一部に上場しており市場株価が存在することから市場株価法を、比較可能な上場類似企業が複数存在し、類似会社比準法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比準法を、将来の事業活動の状況を反映するために配当割引モデル分析(以下、「DDM 法」)を用いて対象者普通株式の価値算定を行っているとのことです。各手法を用いて算定された対象者普通株式の1株当たりの価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価法	1 847 円~2 019 円

類似会社比準法	1,819 円~2,066 円
DDM 法	2,033 円~2,433 円

市場株価法においては、2017 年 9 月 22 日を算定基準日として、東京 証券取引所市場第一部における対象者普通株式の算定基準日における 終値 1,855 円、並びに算定基準日までの 1 週間の株価終値単純平均値 1,847 円(小数点以下四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算におい て同じ。)、1ヶ月間の株価終値単純平均値 1,909 円及び 3ヶ月間の株 価終値単純平均値 2,019 円を基に、対象者普通株式 1 株当たりの株式価 値の範囲は、1,847 円から 2,019 円と算定しているとのことです。

類似会社比準法においては、比較対象とした上場会社の1ヶ月間の株価終値単純平均に基づき、対象者普通株式1株当たりの株式価値の範囲は、1,819円から2,066円と算定しているとのことです。

DDM 法では、対象者の 2018 年 3 月期から 2023 年 3 月期までの財務予測に基づく将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって対象者の株式価値を評価し、対象者普通株式 1 株当たりの株式価値の範囲は、2,033 円から 2,433 円と算定しているとのことです。

なお、EYTAS が DDM 法の採用に当たり前提とした対象者の事業計画に おいて、大幅な増減益は見込んでいないとのことです。また、当該事 業計画は、本経営統合の実行を前提としたものではありません。

② 独立した財務アドバイザーの起用

対象者は、本経営統合の検討に関する助言その他本経営統合の実現に向けた支援を受けるため、対象者普通株式の価値の算定を依頼した上記①の独立した第三者算定機関である EYTAS を独立した財務アドバイザーとして起用するほか、野村證券株式会社(以下、「野村證券」)を独立した財務アドバイザーとして起用しているとのことです。なお、対象者は、野村證券からは株式価値算定結果報告書及びフェアネス・オピニオンは取得していないとのことです。

③ 独立した法律事務所からの助言

対象者は、取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、他の当事者から独立したリーガル・アドバイザーである TMI 総合法律事務所から、対象者の意思決定の方法、過程及びその他本公開買付けに係る手続に関する法的助言を受けているとのことです。

④ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない い監査役全員の異議がない旨の意見

対象者取締役会は、EYTAS より取得した株式価値算定結果報告書の内容及 びフェアネス・オピニオン、並びに TMI 総合法律事務所からの法的助言等を 踏まえ、本経営統合に関する諸条件について慎重に検討を行った結果、本経 営統合は対象者の中長期的な企業価値を向上させるものであると判断したと のことです。そこで、対象者は、2017年9月26日開催の取締役会におい て、本統合契約を締結するとともに、同日時点における対象者の意見とし て、本経営統合の一環として本公開買付けが開始された場合には、本公開買 付けに対して賛同の意見を表明し、かつ、本公開買付けが、対象者の株主の 皆様に対して、(i)引き続き対象者普通株式を保有して本持株会社の株主と なっていただくという選択肢に加えて、(ii)本公開買付けに応募していただ くことによりこの時点で一定の現金化を図るという選択肢をも提供するもの であり、対象者の株主の皆様にとって、本公開買付価格である対象者普通株 式1株につき2,233円は妥当であり、かつ、対象者株主の皆様が上記(i)及 び(ii)のいずれの選択肢を選択されても株主の皆様にとって特に不利ではな いものであると判断しており、上記(i)及び(ii)の両選択肢も踏まえて、本 公開買付けに応募されるか否かを株主の皆様のご判断に委ねることを決議し たとのことです。

さらに、対象者は、本日開催の取締役会において、EYTASから2017年9月26日付で株式価値算定結果報告書及びフェアネス・オピニオンを入手していること、2017年9月26日から現時点までの間にEYTASより取得した株式価値算定結果報告書の内容及びフェアネス・オピニオンに影響を与える前提事実の変更はなく、株式価値算定結果報告書の内容及びフェアネス・オピニオンは引き続き有効なものであると判断し、2017年9月26日開催の取締役会の判断を変更するべき事情は特段見受けられないと考え、当該判断を維持し、改めて、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

上記両取締役会決議は、対象者取締役全員(8名)が参加し、利害関係を有しない取締役全員(8名)の一致により決議され、また、対象者監査役全員(5名)が参加し、利害関係を有しない監査役全員(5名)が上記決議に異議がない旨の意見を述べたとのことです。

⑤ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下、「公開買付期間」)について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30

営業日としております。公開買付者は、公開買付期間を比較的長期間に設定することにより、対象者の株主の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも対象者普通株式の買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しております。さらに、公開買付者と対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っておりません。このように、上記公開買付期間の設定と併せ、対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

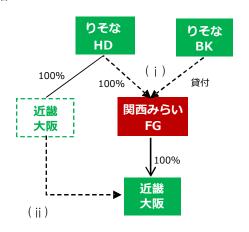
4. 本公開買付けに関する重要な契約等

全当事者は、本統合契約において、大要以下の事項について合意しております。

(1) 本経営統合の概要

本経営統合は、以下の三段階を経て、統合各社が本持株会社の完全子会社 となる持株会社方式によるものとする(これらの各段階の行為の詳細及び条件については、下記「(2) 本経営統合の条件、方式等」をご参照下さい。)。

① 第一段階

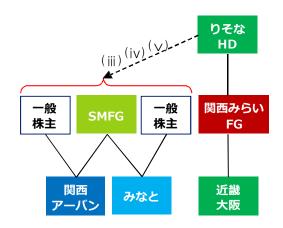


(i)公開買付者が、本持株会社の設立等に必要な銀行法上の認可を取得後、速やかに本持株会社を設立する。その後、近畿大阪銀行株式譲渡(下記(ii)において定義される。)の代金として、公開買付者は本持株会社に対して約587億円を出資し(当該設立及び出資により公開買付者が取得する本持株会社の株式に係る議決権の数は、本経営統合後における本持株会社の総株主の議決権数の16.8%程度に相当する。)、また、りそな銀行は、本持株会社に対

して274億円を貸し付ける。

(ii)公開買付者は、本持株会社に対して、現金を対価として公開買付 者が保有する近畿大阪銀行株式の全部を譲渡する(以下、「近畿大 阪銀行株式譲渡」)。

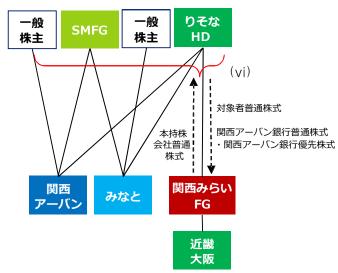
② 第二段階



- (iii) 対象者及び関西アーバン銀行の臨時株主総会(関西アーバン銀行にあっては関西アーバン銀行種類株主総会を含む。以下同じ。) における本株式交換契約の承認後、公開買付者は、本公開買付けを実施する(本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者普通株式と引換えに、公開買付者が本株式交換により取得する本持株会社の株式に係る議決権の数は、本経営統合後における本持株会社の総株主の議決権数の 3.9%程度に相当し、上記(i)との累計で20.7%程度に相当する。)。
- (iv)対象者及び関西アーバン銀行の臨時株主総会における本株式交換契約の承認後、公開買付者は関西アーバン銀行普通株式に対する公開買付けを実施する(関西アーバン銀行普通株式に対する公開買付けにより公開買付者が取得する関西アーバン銀行普通株式と引換えに、公開買付者が本株式交換により取得する本持株会社の株式に係る議決権の数は、本経営統合後における本持株会社の総株主の議決権数の4.7%程度に相当し、上記(i)及び(iii)との累計で25.4%程度に相当する。)。
- (v)公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後、三井住友銀行の保有する関西アーバン銀行優先株式の全てを740億円で買い受ける(関西アーバン銀行優先株式譲渡。なお、関西アーバン銀行優先株式譲渡により公開買付者が取得する関西アーバン銀行優先株式と引換えに、公開買付者が本株式交換により取得する本持株会社の総株式に係る議決権の数は、本経営統合後における本持株会社の総

株主の議決権数の 25.6%程度に相当し、上記(i)、(iii)及び(iv) との累計で51%程度に相当する。)。

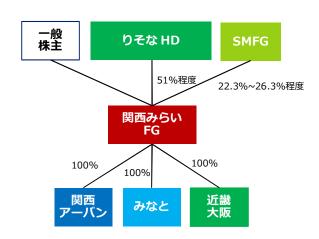
③ 第三段階



- (vi)対象者、関西アーバン銀行及び本持株会社は、本株式交換を実施する。
- (vii) 本持株会社の普通株式を東京証券取引所市場第一部にテクニカル 上場させる。

④ 本経営統合完了時

上記の3段階を経て、2018 年4月1日に予定している本経営統合完 了時には、以下のとおり、統合各社を完全子会社とする本持株会社が発 足する。



なお、近畿大阪銀行及び関西アーバン銀行は、統合効果を最大化する 見地から、2019 年4月を目途として、合併により組織形態の最適化を 行う予定である。

(2) 本経営統合の条件、方式等

① 全当事者は、次の順序に従って、本経営統合を行う。

全当事者は、本統合契約に基づき、(x)本経営統合の一連の行為が重要 な点において法令等の違反を構成せず、違反を構成することが合理的 に見込まれていないこと(関係当局等において、当該行為を制限又は禁 止する旨を求める申立、訴訟その他の手続が係属しておらず、また、 当該行為を制限又は禁止する旨の関係当局等の判断等が存在しないこ とを含む。)、(y)本経営統合の一連の行為が重要な点において許認可 等に抵触せず、抵触することが合理的に見込まれていないこと(当該行 為を行うことについて必要とされる独占禁止法上の待機期間及び審査 期間が経過していることを含む。)、及び(z)本経営統合の実行又はそ の経済条件に重大な悪影響を与える事態その他本経営統合の目的の達 成が困難となる事態のいずれもが発生又は判明しておらず、発生又は 判明することが合理的に見込まれていないことを条件として、それぞ れ、以下の各行為を実行することにより、2018年4月1日又は全当事 者が別途合意する日(以下、「本クロージング日」)に本経営統合を完 了させ、(i)本持株会社が対象者、関西アーバン銀行及び近畿大阪銀 行をその完全子会社とし、(ii)公開買付者が本持株会社の議決権の 51%程度を保有して本持株会社をその子会社とし、(iii)三井住友フィ ナンシャルグループがその子会社を通じた保有分を含めて本持株会社 の議決権の 22.3%から 26.3%程度を保有して本持株会社を持分法適用 関連会社とする。

- (a) 公開買付者は、必要な許認可等の取得後、本持株会社を速やかに 設立する。
- (b) 本持株会社の設立後、対象者及び関西アーバン銀行は、本持株会社との間で本株式交換契約を締結し、公開買付者は本持株会社をして対象者及び関西アーバン銀行との間で本株式交換契約を締結させる。
- (c) 公開買付者は、対象者、関西アーバン銀行及び本持株会社による 本株式交換契約締結後、下記(d)の近畿大阪銀行株式譲渡の実行ま でに、本持株会社に対し、58,679,226,690 円を出資し、また、り そな銀行をして、本持株会社に対し、27,400,000,000 円を貸し付 けさせる。
- (d) 公開買付者は、上記(c)の実行後、下記(e)の各株主総会開催日までに、本持株会社に対して公開買付者が保有する近畿大阪銀行株

式の全てを譲渡する(近畿大阪銀行株式譲渡)。

- (e) 対象者及び関西アーバン銀行は、上記(a) 乃至(d) の実行後、それぞれ、2017 年 12 月 26 日又は全当事者が別途合意する日に臨時株主総会を開催し、本株式交換契約の承認を含む議案を上程する。また、三井住友銀行は、その保有する全ての対象者普通株式(三井住友銀行が退職給付信託の信託財産として拠出し、議決権行使の指図権を留保している対象者普通株式を含む。) に係る議決権(本第2四半期報告書に記載された 2017 年 9 月 30 日現在の総株主の議決権数の 45.09%に相当) 及び関西アーバン銀行普通株式に係る議決権(関西アーバン銀行第2四半期報告書に記載された 2017 年 9 月 30 日現在の総株主の議決権数の 49.36%に相当) につき、本株式交換契約の承認を含む議案に賛成する。
- (f) 公開買付者は、上記(a) 乃至(d) の実行後、本持株会社をして、 2017 年 12 月 26 日又は全当事者が別途合意する日に、本株式交換 契約の承認を含む株主総会決議(書面決議を含む。)を行わせる。
- (g) 上記(e)の臨時株主総会における本株式交換契約の承認後、公開買付者は、本公開買付け及び関西アーバン銀行普通株式を対象とする公開買付けを実施し、対象者及び関西アーバン銀行はそれぞれ賛同意見を表明し、かつ、応募を推奨する旨又は応募するか否かにつき株主に委ねる旨の意見表明を行う。
- (h) 公開買付者は、本公開買付け及び関西アーバン銀行普通株式を対象とする公開買付けの決済完了後、2018年2月20日又は公開買付者及び三井住友銀行が別途合意する日に、三井住友銀行から、その保有する関西アーバン銀行優先株式の全てを740億円で買い受ける。
- (i) 公開買付者は本持株会社をして、対象者及び関西アーバン銀行は 自ら、上記(a) 乃至(h) の実行後、本クロージング日に、本株式交 換の効力を発生させるとともに、本持株会社の普通株式を東京証 券取引所にテクニカル上場させる。
- ② 対象者、関西アーバン銀行及び近畿大阪銀行の本株式交換の効力発生 (以下、「本クロージング」)までを基準日とする剰余金の配当は、それ ぞれ以下のとおりである。
 - (i) 対象者
 - (a) 基準日 2018年3月31日
 - (b) 配当額 総額 2,052,000,000 円を上限とする。

(ii) 関西アーバン銀行

(a) 基準日

関西アーバン銀行普通株式 2018年3月31日 関西アーバン銀行優先株式 2018年3月31日

(b) 配当額

関西アーバン銀行普通株式 総額 2,940,000,000 円を上限とする。 関西アーバン銀行優先株式 総額 1,860,000,000 円を上限とする。

(iii) 近畿大阪銀行

- (a) 基準日 近畿大阪銀行株式譲渡の実行日の前日以前の日
- (b) 配当額 総額1,269,901,618円
- ③ 近畿大阪銀行及び関西アーバン銀行は、2019 年4月を目途として、合併により組織形態の最適化を行うものとする。
- ④ 公開買付者及び三井住友銀行は、本統合契約の締結日から本クロージング日までの間、関西アーバン銀行優先株式につき、関西アーバン銀行優先株式の内容として定められる普通株式又は金銭を対価とする取得請求権のいずれをも行使しないものとする。
- ⑤ 本統合契約は、本クロージング前に限り、(i)全当事者が、本統合契約 の終了について書面により合意した場合、(ii)下記⑥に従い、本統合契 約のいずれかの当事者により本統合契約が解除された場合、(iii)本株式 交換契約の効力が失われた場合には終了する。
- ⑥ 本統合契約の各当事者は、以下の事由のいずれかに該当する場合には、本クロージング日前に限り、他の全当事者に書面で通知することにより、本統合契約を直ちに解除することができる。なお、本⑥に基づき本統合契約が解除された場合、対象者及び関西アーバン銀行は自ら、また公開買付者は本持株会社をして、合意により本株式交換契約を解除し又は解除させるものとする。
 - (a) 他の当事者の表明及び保証が真実かつ正確ではなく、本経営統合の実行又は本経営統合における経済条件に重大な悪影響を与える事態その他本経営統合の目的の達成が困難となる事態が発生又は判明した場合
 - (b) 他の当事者に本統合契約に基づく義務の違反があり、本経営統合

の実行又は本経営統合における経済条件に重大な悪影響を与える 事態その他本経営統合の目的の達成が困難となる事態が発生又は 判明した場合(但し、当該違反の治癒が可能な場合においては、当 該当事者からの書面による通知により当該違反の治癒の請求を受 けた日から7日後の日と、本クロージング日の前日のいずれか早 い方の日までに、他の当事者が当該違反を治癒しない場合に限 る。)

- (c) 他の当事者が解散、清算又は破産手続、民事再生手続、会社更生 手続、特別清算その他これらに類する倒産手続(外国法に基づくも のを含む。)の開始申立てを受け、若しくは申立てを行った場合、 又は支払停止、支払不能若しくは債務超過の状態となった場合
- (d) 他の当事者及び本持株会社の財政状態、経営成績、キャッシュフロー、事業又は権利義務に、重大な悪影響を及ぼすおそれがあると合理的に判断される事態が発生し、本経営統合の実行又は本経営統合における経済条件に重大な悪影響を与える事態その他本経営統合の目的の達成が困難となる事態が発生又は判明した場合

(3) 本経営統合の日程

本公開買付けが成立した後の本経営統合の日程(予定)は、上記「2. 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、本公開買付け後の本経営統合の概要並びに本経営統合後の経営方針」の「(2) 本公開買付け後の本経営統合の概要」をご参照下さい。

5. 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者普通株式は、現在、東京証券取引所市場第一部に上場しております。本公開買付けにおいては、買付予定数の上限(6,182,500株(所有割合:15.00%))を設定しておりますので、本公開買付けが成立した直後は、対象者普通株式は上場が維持される見込みです。しかしながら、対象者の本日開催の臨時株主総会において、本株式交換契約の承認を含む議案を承認する旨の決議が行われておりますので、対象者普通株式は、東京証券取引所における上場廃止基準に従い、所定の手続を経て2018年3月28日をもって上場廃止となる予定です。対象者普通株式が上場廃止となった後は、対象者普通株式を東京証券取引所において取引することはできません。

なお、当社は、三井住友フィナンシャルグループ、三井住友銀行及び統合各社 との間で、本持株会社がその普通株式を本株式交換の効力発生日にテクニカル上 場させることを目指す旨合意しております。

II. 買付け等の概要

1. 対象者の概要

1.	. 対象者の慨要			
1	名 称	株式会社みなと銀行		
2	所 在 地	神戸市中央区三宮町2丁目1番1号		
3	代表者の役 職 · 氏 名	代表取締役 頭取 服部博明		
4	事業内容	(i)預金又は定期積金の受入れ、資金の貸付け又は手形びに為替取引 (ii)債務の保証又は手形の引受けその他の前号の銀行業する業務 (iii)国債、地方債、政府保証債その他の有価証券に係る募集又は売出しの取扱い、売買その他の業務(iv)信託業務 (v)前各号の業務のほか銀行法、担保付社債信託法、社等の振替に関する法律その他の法律により銀行が営できる業務 (vi)その他前各号の業務に付帯又は関連する事項	務に付随 引受け、 債、株式	
5		(41) その他前各方の業務に付金人は関連する事項 27,484,864,414 円		
6	設立年月日	1949年9月6日		
7	大株主及び 持株比率 (2017年9月 30 日 現 在)(注)	株式会社三井住友銀行 みなと銀行共栄会 日本生命保険相互会社 みなと銀行従業員持株会 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 住友生命保険相互会社 三井住友海上火災保険株式会社 明治安田生命保険相互会社 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	44. 97% 8. 41% 2. 75% 2. 26% 2. 17% 1. 37% 1. 26% 1. 07% 0. 85%	
8	·			
	資本関係	該当事項はありません。		
	人的関係	該当事項はありません。		
	取引関係	該当事項はありません。		
	関連当事者 への該当状 況	該当事項はありません。		

(注) 持株比率の記載は、本第2四半期報告書と同様の記載にしております。

2. 日程等

(1) 日 程

公開買付実施決定日	2017年12月26日(火曜日)
公開買付開始公告日	2017年12月27日(水曜日)
	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。
	(電子公告アドレス
	http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)
公開買付届出書提出日	2017年12月27日(水曜日)

- (2) 届出当初の買付け等の期間 2017年12月27日(水曜日)から2018年2月14日(水曜日)まで(30営業日)
- (3) 対象者の請求に基づく延長の可能性の有無該当事項はありません。
- 3. 買付け等の価格 普通株式1株につき、2,233円
- 4. 買付け等の価格の算定根拠等
 - (1) 算定の基礎及び経緯

公開買付者は、近畿大阪銀行、対象者及び関西アーバン銀行の各普通株式の発行済株式総数の 100%を保有する予定の本持株会社の普通株式の発行済株式総数の 51%程度(以下、「本持株会社対象株式」)を上記記載の一連の本経営統合を通じて取得するに当たり、かかる一連の本経営統合を通じて公開買付者が支払う又は拠出する総対価(以下に定義するものをいい、本プレスリリースにおいて「本総対価」)を全体として検討しており、かかる検討に際して公開買付者、近畿大阪銀行、対象者、関西アーバン銀行、三井住友フィナンシャルグループ及び三井住友銀行から独立した公開買付者及び近畿大阪銀行のファイナンシャル・アドバイザーであるメリルリンチ日本証券株式会社(以下、「メリルリンチ日本証券」)に対して本総対価の分析を依頼しました。

また、公開買付者は一連の本経営統合を全体として本総対価の観点から検討しているため、本公開買付価格の決定に際し、メリルリンチ日本証券を含

めた第三者算定機関から本公開買付けに係る算定書等は取得しておりません。

本持株会社対象株式を取得するに当たり、公開買付者が支払う又は拠出する「本総対価」とは、①本公開買付けの対価として支払われる金額、②関西アーバン銀行普通株式に対する公開買付けの対価として支払われる金額、③関西アーバン銀行優先株式の発行済株式総数の 100%の取得の対価として支払われる金額(公開買付者が受け取る 2018 年 3 月 31 日を基準日とする関西アーバン銀行優先株式に係る配当金の予想額控除後)及び④近畿大阪銀行の普通株式の発行済株式総数の 100%に係る株式価値(以下に定義する「近畿大阪銀行のスタンド・アローンベースの 100%株式価値」と同一)からりそな銀行による本持株会社に対する貸付金相当額を控除した価値の合算値をいいます。

上記の分析を行うに当たり、メリルリンチ日本証券は、各種評価手法を検 討し、主要な評価手法として類似企業比較分析及び金融機関の評価に広く利 用される DDM 法の各手法を用い、以下及び別紙 2 に記載の前提条件その他の 一定の条件の下に、以下に詳述するとおり、公開買付者より提供された本経 営統合によるシナジー効果を含まない近畿大阪銀行のスタンド・アローン ベースの財務予測に基づく近畿大阪銀行の 100%株式価値(以下、「近畿大 阪銀行のスタンド・アローンベースの 100%株式価値」)、公開買付者より 提供された本経営統合によるシナジー効果を含む対象者の財務予測に基づく 対象者の 100%株式価値(以下、「対象者の本件シナジーを含む 100%株式価 値」)、公開買付者より提供された本経営統合によるシナジー効果を含む関 西アーバン銀行の財務予測に基づく関西アーバン銀行の 100%株式価値(以 下、「関西アーバン銀行の本件シナジーを含む 100%株式価値」)並びに公 開買付者より提供された上記の対象者及び関西アーバン銀行の各財務予測に おいて反映されていないその他の本経営統合の実行により得られると見込ま れるシナジー効果(公開買付者に帰属する、本経営統合の実行により近畿大 阪銀行において生じると見込まれるシナジー効果を含む。)の価値(以下、か かるシナジー効果を「その他の本件シナジー効果」、またその価値を総称し て「その他の本件シナジーの価値」)の分析を行い、公開買付者に対して 2017年9月26日付でかかる株式価値等の分析に関する株式価値等算定書(以 下、「本株式価値等算定書」)を提出致しました。メリルリンチ日本証券 は、かかる分析に際し、公開買付者の指示に従い、本公開買付け及び関西 アーバン銀行普通株式に対する公開買付けのいずれにおいても、その買付上 限数以上の応募がなされ、公開買付者が買付上限数の対象者普通株式及び関 西アーバン銀行普通株式を取得すること、関西アーバン銀行優先株式の全て が上記のとおり公開買付者により取得され本株式交換により本持株会社の普

通株式 95,612,310 株に交換されることその他上記「I. 買付け等の目的等」 の「4. 本公開買付けに関する重要な契約等」に記載の取引が予定されたと おりに実行されることを前提としています。なお、メリルリンチ日本証券が DDM 法による算定の前提とした関西アーバン銀行及び近畿大阪銀行の上記の 各財務予測において、関西アーバン銀行については 2021 年3月期に当期純 利益の大幅な増益が、近畿大阪銀行については 2018 年3月期に当期純利益 の大幅な減益がそれぞれ見込まれております。関西アーバン銀行において は、主として本経営統合に伴い発生するコストが減少したことを、近畿大阪 銀行においては、主として 2017 年3月期に与信費用関連の戻入益や固定資 産処分益等の一時的な収益が計上されていたことを理由とするものです。一 方、対象者の上記の財務予測においては、大幅な増減益は見込まれておりま せん。なお、公開買付者は、メリルリンチ日本証券から、2017年9月26日 付で、上記及び別紙2に記載の前提条件その他一定の条件の下に、本総対価 は、公開買付者にとって財務的見地から公正である旨の意見書(フェアネ ス・オピニオン)を取得しております。但し、上記のとおり、公開買付者は 一連の本経営統合を全体として本総対価の観点から検討しているため、本公 開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)は受領してお りません。

上記各手法において分析された近畿大阪銀行のスタンド・アローンベースの 100%株式価値、対象者の本件シナジーを含む 100%株式価値、関西アーバン銀行の本件シナジーを含む 100%株式価値及びその他の本件シナジーの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

近畿大阪銀行のスタンド・アローンベースの 100%株式価値

類似企業比較分析 414 億円~935 億円

DDM 法 1,130 億円~1,575 億円

対象者の本件シナジーを含む 100%株式価値(※各手法にシナジー効果の現在価値を含む。)

類似企業比較分析 706 億円~1,026 億円 DDM 法 869 億円~1,301 億円

関西アーバン銀行の本件シナジーを含む 100%株式価値(※各手法にシナジー効果の現在価値を含む。)

類似企業比較分析 1,238 億円~2,084 億円

DDM 法 1,131 億円~1,681 億円

その他の本件シナジーの価値: 318 億円~358 億円

類似企業比較分析では、完全に類似していないものの、分析の目的のために近畿大阪銀行、対象者及び関西アーバン銀行と比較的類似する事業を手がける複数の上場企業の市場株価と収益等を示す財務指標との比較を通じて、近畿大阪銀行、対象者及び関西アーバン銀行の各普通株式の価値が分析されています。

DDM 法では、公開買付者が合理的と判断し、メリルリンチ日本証券に提供した近畿大阪銀行、対象者及び関西アーバン銀行の 2018 年3月期以降の財務予測(対象者及び関西アーバン銀行については本経営統合の実行により得られると見込まれるシナジー効果を含む。)並びにその他の本件シナジー効果の予測に基づき、上記及び別紙2に記載の前提条件その他一定の条件の下に、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する又は公開買付者において本経営統合の実行により創出されると見込まれる 2019 年3月期以降の将来キャッシュフローを、資本コストで現在価値に割り戻して株式価値等が分析されています。

公開買付者は、本公開買付価格、関西アーバン銀行普通株式に対する公開買付けにおける買付け等の価格、本株式交換における交換比率、関西アーバン銀行優先株式譲渡の対価等の本経営統合に関する条件を本株式価値等算定書の内容・分析結果を参考にして全体として検討し、一連の本経営統合の戦略的意義、対象者及び関西アーバン銀行の市場株価推移、対象者の取締役会による本公開買付け又は関西アーバン銀行の取締役会による関西アーバン銀行・宣林式に対する公開買付けへの賛同の可否等を総合的に勘案した上で、対象者、関西アーバン銀行、三井住友フィナンシャルグループ及び三井住友銀行と協議、交渉した結果、最終的に2017年9月26日に開催された公開買付者の取締役会において、本公開買付価格を2,233円とすることを決定しております。

なお、上述のとおり、公開買付者は、一連の本経営統合を全体として本総対価の観点から検討しているため、本公開買付価格の決定に際し、メリルリンチ日本証券を含めた第三者算定機関から本公開買付けに係る算定書等は取得しておらず、また市場株価法に基づく分析も行っていませんが、本公開買付価格である1株当たり2,233円は、本公開買付けの予定の公表日(2017年9月26日)の前営業日である2017年9月25日の東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の終値1,871円に対して19.35%(小数点以下第三位四捨五入。以下、本項において同じ。)、同日までの過去1ヶ月間の終値の

単純平均値 1,896 円に対して 17.77%、同日までの過去 3 τ 月間の終値の単純平均値 2,015 円に対して 10.82%、同日までの過去 6 τ 月間の終値の単純平均値 2,042 円に対して 9.35%のプレミアムがそれぞれ加わった価格となります。

(2) 算定機関との関係

メリルリンチ日本証券は、公開買付者、近畿大阪銀行、対象者、関西アーバン銀行、三井住友フィナンシャルグループ及び三井住友銀行の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

5. 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
6, 182, 500 株	一株	6, 182, 500 株

- (注1) 本公開買付けにおいては、対象者普通株式 6,182,500 株(所有割合 15.00%)の取得を目的としており、買付予定数の上限を6,182,500 株に 設定しております。応募株券等の総数が買付予定数の上限(6,182,500 株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第 27 条の 13 第 5 項及び府令第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。他方、買付予定数の下限は設定しておりませんので、応募株券等の総数が買付予定数の上限(6,182,500 株)以下の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。
- (注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に 従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対 象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ること があります。
- (注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定は ありません。
- (注4) 公開買付期間の末日までに新株予約権が行使される可能性がありますが、当該行使により発行又は交付される対象者普通株式についても本 公開買付けの対象としております。

6. 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の	(m.	(買付け等前における株券等所有割合
所有株券等に係る議決権の数	一個	-%)

買付け等前における特別関係者の	490 個	(買付け等前における株券等所有割合
所有株券等に係る議決権の数	490 但	0. 12%)
買付け等後における公開買付者の	61,825 個	(買付け等後における株券等所有割合
所有株券等に係る議決権の数	01, 625 恒	15. 00%)
買付け等後における特別関係者の	490 個	(買付け等後における株券等所有割合
所有株券等に係る議決権の数	490 恒	0. 12%)
対象者の総株主の議決権の数	409, 941 個	

- (注1) 「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」 は、本公開買付けにおける買付予定数(6,182,500 株)に係る議決権の数 を記載しております。
- (注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」 は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号に おける株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づ き特別関係者から除外される者を除く。)が所有する株券等に係る議決 権の数の合計を記載しております。
- (注3) 「対象者の総株主の議決権の数」は、本第2四半期報告書に記載された2017年9月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式及び対象者の新株予約権の行使により発行又は交付される対象者普通株式についても買付け等の対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、本第2四半期報告書に記載された2017年9月30日現在の対象者普通株式の発行済株式総数(41,095,197株)に、本有価証券報告書に記載された2017年5月31日現在の新株予約権(1,467個)及び2017年7月21日付で発行した新株予約権(319個)の目的となる各対象者普通株式数の合計(178,600株)を加算し、本第2四半期決算短信に記載された2017年9月30日現在対象者が所有する対象者普通株式との合計(178,600株)を加算し、本第2四半期決算短信に記載された2017年9月30日現在対象者が所有する対象者普通株式と係る自己株式数(57,415株)を控除した株式数(41,216,382株)に係る議決権数(412,163個)を分母として計算しております。
- (注4) 特別関係者の所有株券等も本公開買付けの対象となるため、特別関係者から応募があった場合には、特別関係者による応募株券等の全部の買付け等又はあん分比例の方式による買付け等を行うことになります。かかる買付け等を行った場合には、上記「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、490個及び0.12%をそれぞれ下回ることになります。

- (注 5) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株 券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しておりま す。
- (注6) 公開買付者の形式的基準による特別関係者に該当するりそな銀行(以 下、本(注 6)において「本特別関係者」)は、金融機関の信託業務の兼 営等に関する法律(昭和 18 年法律第 43 号。その後の改正を含む。以 下、「兼営法」)第1条第1項に規定する信託業務を営むための認可を 受け、当該認可に基づき信託業務を営んでおり、当該信託業務の遂行 に当たって、顧客との間で、本特別関係者を受託者とし、顧客を委託 者として顧客から信託された財産について、顧客が指定した運用財産 の種類及び運用方法等の範囲内で、本特別関係者(受託者)の裁量に よって運用及び管理を行う旨の信託契約(以下、本(注 6)において「本 信託契約」)を締結しております。本特別関係者は、本信託契約に係る 信託事務の一部を信託銀行に委託しており、本特別関係者の指図に基 づき、当該信託銀行が対象者普通株式を所有し、又は将来にわたり取 得又は譲渡する可能性があります。また、本特別関係者は、顧客との 間で投資一任契約(以下、「本投資一任契約」)を締結し、本投資一任 契約に基づく運用をしており、本特別関係者の指図に基づき、信託銀 行等が対象者普通株式を所有し、又は将来にわたり取得又は譲渡する 可能性があります。そのため、本特別関係者は、法第27条の5第2号 に基づき、本日、関東財務局長宛に以下の①乃至⑤の事項を誓約する 「別途買付け禁止の特例を受けるための申出書」(以下、本(注 6)にお いて「本申出書」)を提出しております。
 - ① 本特別関係者は、本申出書提出日において、公開買付者との間で、共同して対象者普通株式を取得し、若しくは譲渡し、若しくは対象者の株主としての議決権その他の権利を行使すること又は本公開買付けの後に相互に対象者普通株式を譲渡し、若しくは譲り受けることを合意しておらず、法第27条の2第7項第2号に掲げる者には該当しないこと。
 - ② 本特別関係者は、公開買付期間中に、本特別関係者の資産運用業務以外の業務において、対象者の発行する株券等(法第 27 条の 2 第1項に規定する株券等をいう。以下、本(注 6)並びに下記(注 7)及び(注 8)において同じ。)の買付けを行わないこと。
 - ③ 本特別関係者は、公開買付期間中に、公開買付者及びその特別関係者(法第 27 条の5第2号の規定による申出を行った特別関係者を除く。以下、本(注 6)並びに下記(注 7)及び(注 8)において同じ。)に対して、本特別関係者が所有する対象者の発行する株券等

を譲渡しないこと及びこれらの者と共同して対象者の株主又は投 資主としての議決権その他の権利を行使しないこと。

- ④ 本特別関係者は、本信託契約に係る信託事務の一部を信託銀行に 委託しており、本特別関係者の指図に基づき、当該信託銀行が対 象者の発行する株券等の取得若しくは譲渡又は対象者の発行する 株券等に係る議決権行使を行う可能性があるが、本特別関係者 は、公開買付期間中に、当該信託銀行に対し、公開買付者及びそ の特別関係者に対して対象者の発行する株券等を譲渡する旨の指 図並びにこれらの者と共同して対象者の株主又は投資主としての 議決権その他の権利を行使する旨の指図をしないこと。
- ⑤ 本特別関係者は、本投資一任契約に基づく運用をしており、本特別関係者の指図に基づき、信託銀行等が対象者の発行する株券等の取得若しくは譲渡又は対象者の発行する株券等に係る議決権行使を行う可能性があるが、本特別関係者は、公開買付期間中に、当該信託銀行等に対し、公開買付者及びその特別関係者に対して対象者の発行する株券等を譲渡する旨の指図並びにこれらの者と共同して対象者の株主又は投資主としての議決権その他の権利を行使する旨の指図をしないこと。
- (注7) 公開買付者の形式的基準による特別関係者に該当するりそなアセットマネジメント株式会社(以下、本(注7)において「本特別関係者」)は、委託者指図型の投資信託商品の運用をしており、本特別関係者の運用指図に基づき、信託銀行等が対象者普通株式を所有し、又は将来にわたり取得又は譲渡する可能性があることから、法第27条の5第2号に基づき、本日、関東財務局長宛に以下の①乃至⑤の事項を誓約する「別途買付け禁止の特例を受けるための申出書」(以下、本(注7)において「本申出書」)を提出しております。
 - ① 本特別関係者は、本申出書提出日において、公開買付者との間で、共同して対象者普通株式を取得し、若しくは譲渡し、若しくは対象者の株主としての議決権その他の権利を行使すること又は本公開買付けの後に相互に対象者普通株式を譲渡し、若しくは譲り受けることを合意しておらず、法第27条の2第7項第2号に掲げる者には該当しないこと。
 - ② 本特別関係者は、公開買付期間中に、本特別関係者の資産運用業務以外の業務において、対象者の発行する株券等の買付けを行わないこと。
 - ③ 本特別関係者は、公開買付期間中に、公開買付者及びその特別関係者に対して、本特別関係者が所有する対象者の発行する株券等

を譲渡しないこと及びこれらの者と共同して対象者の株主又は投 資主としての議決権その他の権利を行使しないこと。

- ④ 本特別関係者は、委託者指図型の投資信託商品の運用をしており、本特別関係者の運用指図に基づき、信託銀行等が対象者の発行する株券等の取得又は譲渡を行う可能性があるが、本特別関係者は、公開買付期間中に、当該信託銀行等に対し、公開買付者及びその特別関係者に対して対象者の発行する株券等を譲渡する旨の指図をしないこと。
- ⑤ 本特別関係者は、委託者指図型の投資信託商品の運用をしており、本特別関係者の指図に基づき、信託銀行等が対象者の発行する株券等に係る議決権行使を行う可能性があるが、本特別関係者は、公開買付期間中に、当該信託銀行等に対し、公開買付者及びその特別関係者と共同して対象者の株主又は投資主としての議決権その他の権利を行使する旨の指図をしないこと。
- (注8) 公開買付者の形式的基準による特別関係者に該当する日本トラス ティ・サービス信託銀行株式会社(以下、本(注8)において「本特別関 係者」)は、兼営法第1条第1項に規定される信託業務を営むことがで きる旨の認可を受け、当該認可に基づき資産管理業務を中心とした信 託業務を営んでおり、当該資産管理業務につき、(i)顧客との間で本 特別関係者が信託契約を直接締結する方式及び(ii)「再信託方式」、 すなわち、原信託契約に基づき、原信託契約の受託者が資産の運用・ 管理等を目的として引き受けた信託財産について、当該受託者から再 信託受託者が、信託財産の管理・保管事務等を目的として再信託を受 ける方式により行っております。本特別関係者は、当該信託契約(再信 託方式による場合の再信託契約を含む。以下、本(注 8)において同 じ。)に基づき、委託者又はその運用代理人の指図によって、対象者普 通株式を所有し、又は将来にわたり取得又は譲渡する可能性があるこ とから、法第27条の5第2号に基づき、本日、関東財務局長宛に以下 の①乃至⑤の事項を誓約する「別途買付け禁止の特例を受けるための 申出書」(以下、本(注8)において「本申出書」)を提出しております。
 - ① 本特別関係者は、本申出書提出日において、公開買付者との間で、共同して対象者普通株式を取得し、若しくは譲渡し、若しくは対象者の株主としての議決権その他の権利を行使すること又は本公開買付けの後に相互に対象者普通株式を譲渡し、若しくは譲り受けることを合意しておらず、法第27条の2第7項第2号に掲げる者には該当しないこと。
 - ② 本特別関係者は、公開買付期間中には、本特別関係者の自己勘定

において対象者の発行する株券等の買付けを行わないこと。

- ③ 本特別関係者は、公開買付期間中には、信託契約に基づく場合であっても、当該契約に基づく委託者又はその運用代理人の指図による買付けを除いて、対象者の発行する株券等の買付けを行わないこと。
- ④ 本特別関係者は、公開買付期間中に信託契約に基づき委託者又は その運用代理人の指図によって買い付けた対象者の発行する株券 等について、委託者又はその運用代理人の指図に基づき行う処分 (本公開買付けへの応募を含む。)以外の方法で、公開買付者及び その特別関係者に対して譲渡しないこと。
- ⑤ 本特別関係者は、公開買付期間中に信託契約に基づき委託者又は その運用代理人の指図によって買い付けた対象者の発行する株券 等について、委託者又はその運用代理人の指図に基づき行う議決 権行使を除き、公開買付者及びその特別関係者と共同して対象者 の株主又は投資主としての議決権その他の権利を行使しないこ と。

7. 買付代金 13,805,522,500 円

(注) 買付代金は、買付予定数(6,182,500 株)に本公開買付価格(2,233 円)を 乗じた金額を記載しております。

8. 決済の方法

- (1) 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地 大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内1丁目9番1号
- (2) 決済の開始日2018年2月20日(火曜日)

(3) 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方(以下、「応募株主等」)の住所又は所在地(外国人株主等の場合はその常任代理人の住所)宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は 応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から 応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金す るか(送金手数料がかかる場合がある。)、公開買付代理人の応募受付をした 応募株主等の口座へお支払いします。

(4) 株券等の返還方法

下記「9. その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき株券等の買付け等を行わないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、公開買付期間末日の翌々営業日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以降遅滞なく、応募が行われた時の公開買付代理人に開設した応募株主口座の状態に戻すことにより返還します。

9. その他買付け等の条件及び方法

(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数(6,182,500 株)以下の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

応募株券等の総数が買付予定数の上限(6,182,500 株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等は行わないものとし、法第 27 条の13 第 5 項及び府令第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に 1 単元(100 株)未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とする。)。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たないときは、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切り捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元(追加して1単元の買付け等を行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数)の応募株券等の買付け等を行います。但し、切り捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付け等を行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付け等を行う株主を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超えるときは、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切り上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元(あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数)減少させるものとします。但し、切り上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を

減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の 上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減 少させる株主を決定します。

(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含む。以下、「令」)第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第3号イ乃至チ及びヌ並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、本公開買付けにおいて、令第 14 条第 1 項第 3 号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、公開買付開始公告を行った日以後に発生した事情により本統合契約が終了した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法 法第 27 条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付期間中に令 第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基 準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

(4) 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の16時までに、応募受付をした公開買付代理人の本店又は全国各支店に解除書面(公開買付応募申込受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面)を交付又は送付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の16時までに到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者:

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内1丁目9番1号 (その他の大和証券株式会社全国各支店)

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除があった場合において も、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求しません。また、応募 株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られ た場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後、速やかに上記 「8. 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還し ます。

(5) 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条第2項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。 買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(6) 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

公開買付者は、訂正届出書を関東財務局長に提出した場合(但し、法第 27 条の 8 第 11 項但書に規定する場合を除く。)は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において又は米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商又は国際通商の方

法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含むが、これらに限られない。)を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報(その写しを含む。)も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含むが、これらに限られない。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除く。)。

10. 公開買付開始公告日 2017年12月27日(水曜日)

11. 公開買付代理人

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内1丁目9番1号

III. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、上記「I. 買付け等の目的等」の「2. 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、本公開買付け後の本経営統合の概要並びに本経営統合後の経営方針」をご参照下さい。

IV. その他

- 1. 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容
 - (1) 本公開買付けに関する意見表明

対象者 2017 年 9 月プレスリリースによれば、対象者は、2017 年 9 月 26 日 開催の対象者取締役会において、同日時点における対象者の意見として、本経営統合の一環として本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに対して賛同の意見を表明し、かつ、本公開買付けに応募されるか否かを株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。また、対象者 2017 年 12 月プレスリリースによれば、対象者は、本日開催の取締役会において、2017 年 9 月 26 日開催の取締役会の判断を変更するべき事情は特段見受けられないと考え、当該判断を維持し、改めて、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。詳細については、対象者意見表明プレスリリース及び上記「I. 買付け等の目的等」の「3. 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照下さい。

(2) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置については、上記「I. 買付け等の目的等」の「3. 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」をご参照下さい。

(3) 本統合契約の概要等

本統合契約の概要等については、上記「I. 買付け等の目的等」の「4. 本公開買付けに関する重要な契約等」をご参照下さい。

2. 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

該当事項はありません。

以上

EYTAS による意見書に関する前提条件等

EYTAS は、本公開買付価格及び、本持株会社と対象者との間の株式交換(以下、「対象者株式交換」)に係る株式交換比率(以下、「対象者株式交換比率」)が公開買付者、三井住友フィナンシャルグループ、三井住友銀行、関西アーバン銀行及び近畿大阪銀行以外の対象者普通株式の株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書(本 EYTAS 意見書)を提出するに際して、対象者、関西アーバン銀行及び近畿大阪銀行から提供された資料及び情報、また EYTAS が独自で入手した情報が正確かつ完全であるということを前提としています。EYTAS は本 EYTAS 意見書上で使用した資料及び情報の正確性や完全性について検証を行っておらず、その正確性や完全性について EYTAS が保証するものではありません。

本 EYTAS 意見書は、EYTAS が対象者からの依頼に基づいて対象者が本公開買付価格及び、 対象者株式交換比率を検討するための参考情報を対象者の取締役会に提供することを唯一 の目的(以下、「本 EYTAS 意見書目的」)としています。

EYTAS は、対象者、関西アーバン銀行及び近畿大阪銀行並びにそれらの関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号。その後の改正を含む。)第8条第8項に定義される「関係会社」をいう。以下、同じ。)のいかなる資産及び負債についての評価又は査定を行っておらず、また、倒産若しくは支払停止又は適用ある法令の下でそれらに類似するものに関する対象者、関西アーバン銀行及び近畿大阪銀行とそれらの関係会社の信用力についての評価も行っておりません。

EYTAS に対して、本EYTAS 意見書に記載された意見に影響を与える可能性のある対象者、 関西アーバン銀行及び近畿大阪銀行並びにこれらの関係会社の現在及び将来にわたる未開 示の情報が無いことを前提としています。

EYTAS は、本意見を述べるにあたり、EYTAS に提供された対象者、関西アーバン銀行及び近畿大阪銀行の事業計画、財務予測その他将来に関する情報が、対象者、関西アーバン銀行及び近畿大阪銀行それぞれの経営陣の当該時点における最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されたことを前提としています。また、EYTAS は、当該事業計画の各種前提条件が正確かつ実現可能であることを前提としており、これらの正確性及び実現可能性について、独自の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。

EYTAS は、本公開買付け及び対象者株式交換に係る本統合契約が全当事者との間で適切かつ有効に締結されること、本公開買付け及び対象者株式交換が本統合契約の重要な条件又は合意事項の放棄、修正又は変更なく、記載された条件に従って適法かつ有効に実行され、本公開買付け及び対象者株式交換の実行に必要な全ての政府、規制当局その他の者の同意又は許認可が、本公開買付け及び対象者株式交換により期待される利益を損なうことなく取得され、実施されることを前提としています。

EYTAS は、本公開買付け及び対象者株式交換を行うに際しての対象者の経営上の意思決定や対象者がとり得る他の戦略的手段と比較した場合における本件の利点について意見を述べるものではありません。

EYTAS は、本公開買付け及び対象者株式交換に関するいかなる事項の適法性及び有効性並びに会計及び税務上の処理の妥当性について独自に分析及び検討を行っておらず、それらの義務を負うものでもありません。

対象者は、EYTAS の書面による事前承諾なく、その全部又は一部を、配布、コピー、回覧、閲覧、参照引用、転載あるいは口外することはできません。EYTAS の書面による事前承諾を得てなされる本 EYTAS 意見書の第三者に対する本件開示の場合においても、対象者が責任を負うものとし、EYTAS は責任を負うものではありません。

EYTAS は、対象者以外の第三者に対して本 EYTAS 意見書の記載内容又は本公開買付け及び対象者株式交換に関連して、一切の責任を負うものではなく、かつ、本 EYTAS 意見書が本 EYTAS 意見書目的以外の目的で使用されることに起因又は関連する一切の責任を負うものではありません。

EYTAS は、本 EYTAS 意見書において、本公開買付価格及び対象者株式交換比率が公開買付者、三井住友フィナンシャルグループ、三井住友銀行、関西アーバン銀行及び近畿大阪銀行以外の対象者普通株式の株主にとって財務的見地から妥当であるか否かについてのみ意見を述べるものであり、EYTAS は、対象者普通株式の株主以外の第三者にとって妥当であるか否か又はその他の事項についての意見を求められておらず、かつ、意見を述べておりません。

EYTAS は、本 EYTAS 意見書において、対象者の本公開買付け及び対象者株式交換に関する意思決定について意見を述べるものではありません。

EYTAS は、本 EYTAS 意見書において、本 EYTAS 意見書の日付以降に取引される対象者、関西アーバン銀行、近畿大阪銀行及び本持株会社の普通株式の株価水準について、いかなる意見を述べるものでもありません。

EYTAS は、本公開買付け及び対象者株式交換に関連して対象者の株主が議決権をどのように行使すべきかについて、意見を述べるものではありません。

EYTAS は、本公開買付価格及び対象者株式交換比率に関して、本公開買付け及び対象者株式交換のいかなる当事者の役員、取締役若しくは従業員、又はいかなる役職につく関係者について、本件に関連する報酬の金額又は性質に関して意見を述べるものではなく、又は当該報酬の妥当性に関して意見を述べるものではありません。

本 EYTAS 意見書に記載された EYTAS の意見は、日本において一般に公正妥当と認められる会計原則に従って作成された財務情報に依拠しており、当該財務情報が国際財務報告基準に従って作成された場合に生じ得る差異は一切考慮に入れておりません。

また、本 EYTAS 意見書に記載された EYTAS の意見は、本 EYTAS 意見書の日付現在における経済、金融、市場、その他の状況、及び本 EYTAS 意見書の日付までに EYTAS が入手した情報を前提としております。

メリルリンチ日本証券による本株式価値等算定書における分析及び意見書の前提条件・免責事項等について

上記のメリルリンチ日本証券の本株式価値等算定書及び意見書(以下、「本メリルリン チ意見書」)は、公開買付者の取締役会がその立場において本総対価を財務的見地から検 討することに関連し、かつ、かかる検討を目的として公開買付者の取締役会に対してその 便宜のために提出されたものです。当該意見は、本経営統合における本総対価に係る公開 買付者にとっての財務的見地からの公正性に限定され、本経営統合に関連して関係当事者 のいかなる種類の証券の保有者、債権者その他の利害関係者が受領する対価について、何 ら意見又は見解を表明するものではありません。メリルリンチ日本証券は、本経営統合の 形態、ストラクチャー、本公開買付け、関西アーバン銀行普通株式を対象とする公開買付 け(以下、本公開買付けと総称して「本公開買付け等」)若しくは関西アーバン銀行優先株 式のそれぞれについて支払われる対価、本株式交換における株式交換比率又は本経営統合 のいずれかの段階において支払われるその他の対価等を含め本経営統合の条件その他の側 面(本メリルリンチ意見書に明記される範囲における本総対価を除く。)について、何ら意 見又は見解を表明するものではありません。また、本経営統合の当事者の役員、取締役又 は従業員に対するいかなる報酬の金額、性質その他の側面に関する、本総対価との比較に おける公正性(財務的か否かを問わない。)について、何らの意見又は見解も表明するもの ではありません。加えて、公開買付者にとり採用可能であるか、又は公開買付者が実行す る可能性のある他の戦略又は取引と比較した場合における本経営統合の相対的な利点につ いて、また、本経営統合を推進若しくは実施する公開買付者の業務上の意思決定について、 何らの意見又は見解も表明するものではありません。また、メリルリンチ日本証券は、発 行時における本持株会社の普通株式の実際の価値について、また、本経営統合が公表又は 開始された後を含むいずれかの時点における公開買付者、対象者、関西アーバン銀行、又 は本持株会社の普通株式の取引価格についても、何ら意見を述べるものではありません。 さらに、メリルリンチ日本証券は、本経営統合、本公開買付け等、本株式交換又はそれら に関連する事項について、株主がどのように議決権を行使し又は行動すべきかについて何 ら意見を述べ又は推奨するものでもありません。

メリルリンチ日本証券は、本株式価値等算定書における分析(以下、「本分析」)を行い、また、本メリルリンチ意見書を作成するに際して、公開されている又はメリルリンチ日本証券に対して提供され若しくはメリルリンチ日本証券が別途検討し若しくは協議した財務その他の情報及びデータについて、独自の検証を行うことなく、それらが正確かつ完全であることを前提とし、かつその正確性及び完全性に依拠しており、また当該情報又はデータがいかなる重要な点においても不正確となる又は誤解を招くおそれのあるものとなるような事実又は状況を認識していないという公開買付者及び統合グループの経営陣の表明に依拠しております。メリルリンチ日本証券は、対象者及び関西アーバン銀行の各経営陣が

作成した対象者及び関西アーバン銀行についての財務予測(それぞれを、以下「対象会社 予測」)について、それが対象者及び関西アーバン銀行の将来の業績に関する対象者及び 関西アーバン銀行の各経営陣による当該時点で入手可能な最善の予測と誠実な判断を反映 し、合理的に作成されたものである旨の表明を対象者及び関西アーバン銀行より受けてお り、そのことを前提としております。メリルリンチ日本証券は、公開買付者の指示に従い、 公開買付者及び近畿大阪銀行の各経営陣により修正が加えられた対象会社予測(以下、 「修正対象会社予測」)、公開買付者及び近畿大阪銀行の各経営陣が行った近畿大阪銀行 についての財務予測並びに本経営統合の実行に伴い生じるシナジー効果の額及び時期に関 する予想について、これらが統合グループの将来の業績並びにその他の事項に関する公開 買付者及び近畿大阪銀行の各経営陣による当該時点で入手可能な最善の予測と誠実な判断 を反映し、合理的に作成されたものであることを前提とし、また、対象会社予測及び修正 対象会社予測に反映された将来の業績の相対的な実現可能性に関する公開買付者及び近畿 大阪銀行の各経営陣の評価に基づき、公開買付者の指示に従い、本分析の実施及び本メリ ルリンチ意見書の作成にあたり修正対象会社予測に依拠しております。メリルリンチ日本 証券は、公開買付者の指示に従い、本経営統合の実行に伴い生じるシナジー効果の実現可 能性に関する公開買付者及び近畿大阪銀行の各経営陣の評価に依拠しており、また、それ らが予想された額及び時期において実現するであろう旨の表明を公開買付者及び近畿大阪 銀行より受けており、またそのことを前提としています。本分析及び本メリルリンチ意見 書は、必然的に、本分析及び本メリルリンチ意見書の日付現在の金融、経済、為替、市場 その他の条件及び情勢を前提としており、かつ、同日現在においてメリルリンチ日本証券 が入手可能な情報に基づいています。本分析及び本メリルリンチ意見書の日付以降に発生 する事象が本分析及び本メリルリンチ意見書の内容に影響を与える可能性がありますが、 メリルリンチ日本証券は、本分析及び本メリルリンチ意見書を更新、改訂又は再確認する 義務を負うものでないことが了承されています。

メリルリンチ日本証券は、本分析を行い、また、本メリルリンチ意見書を作成するに際 して、公開買付者の指示に従い、本経営統合により公開買付者が本持株会社の普通株式の 発行済株式総数の51%程度を取得することを前提としています。

上述のとおり、上記のメリルリンチ日本証券による分析の記載は、同社が本メリルリンチ意見書に関連して公開買付者の取締役会に提示した主要な財務分析の概要であり、本メリルリンチ意見書に関連してメリルリンチ日本証券が行った全ての分析を網羅するものではありません。そのような財務に関わる意見書の作成及びその基礎となる分析は、各財務分析手法の適切性及び関連性並びに各手法の特定の状況への適用に関する様々な判断を伴う複雑な分析過程であり、したがって、その一部の分析結果又は要約を記載することは必ずしも適切ではありません。メリルリンチ日本証券による分析は全体として考慮される必要があります。さらに、あらゆる分析及び考慮された要因又は分析に関する説明のための

記載全てを考慮することなく一部の分析や要因のみを抽出したり表形式で記載された情報のみに着目することは、メリルリンチ日本証券による分析及び意見の基礎をなす過程についての誤解又は不完全な理解をもたらすおそれがあります。ある特定の分析が上記概要において言及されていることは、当該分析が同概要に記載の他の分析よりも重視されたことを意味するものではありません。

メリルリンチ日本証券は、分析を行うにあたり、業界の業績、一般的な事業・経済の情 勢及びその他の事項を考慮しておりますが、その多くは公開買付者、近畿大阪銀行、対象 者、関西アーバン銀行及び本持株会社により制御できないものです。メリルリンチ日本証 券による分析の基礎をなす公開買付者、近畿大阪銀行、対象者、関西アーバン銀行及び本 持株会社の将来の業績に関する予測は、必ずしも実際の価値や将来の結果を示すものでは なく、実際の価値や将来の結果は、当該予測又はメリルリンチ日本証券の分析が示唆する 見通しと比較して大幅に良好なものとなる又は悪化したものとなる可能性があります。メ リルリンチ日本証券の分析は、本総対価の財務的見地からの公正性についての分析の一環 としてなされたものであり、本メリルリンチ意見書の提出に関連して公開買付者の取締役 会に対して提供されたものです。メリルリンチ日本証券の分析は、鑑定を意図したもので はなく、企業が実際に売却される場合の価格又は何らかの証券が取引された若しくは将来 取引される可能性のある価格を示すものでもありません。したがって、上記の分析に使用 された予測及び同分析から導かれる評価レンジには重大な不確実性が本質的に伴うもので あり、それらが公開買付者、近畿大阪銀行、関西アーバン銀行、対象者及び本持株会社の 実際の価値に関するメリルリンチ日本証券の見解を示すものと解釈されるべきではありま せん。本経営統合は、ファイナンシャル・アドバイザーではなく、公開買付者、近畿大阪 銀行、三井住友フィナンシャルグループ、三井住友銀行、対象者及び関西アーバン銀行の 交渉により決定されたものであり、公開買付者の取締役会により承認されたものです。本 経営統合を実施することの決定は、もっぱら公開買付者の取締役会によってなされたもの であり、メリルリンチ日本証券の意見及び本株式価値等算定書は、上述のとおり、公開買 付者の取締役会が本経営統合を検討するに際して考慮された多くの要因の一つにすぎず、 公開買付者の取締役会又は経営陣の本経営統合又はその条件についての見解を決定付ける 要因と解釈されてはなりません。

メリルリンチ日本証券は、統合グループの資産又は負債(偶発的なものか否かを問わない。)について独自の鑑定又は評価を行っておらず、また、かかる鑑定又は評価を提供されておりません。また、メリルリンチ日本証券は、統合グループの財産又は資産の実地の見分も行っておりません。メリルリンチ日本証券は、破産、支払不能又はこれらに類似する事項に関するいかなる地域、国その他の法令の下でも、統合グループの支払能力又は公正価値について評価を行っておりません。メリルリンチ日本証券は、公開買付者の指示に従い、本経営統合が本統合契約及び本株式交換契約(以下、総称して「本最終諸契約」)の

重要な条件又は合意事項を放棄、修正又は改訂することなく当該契約の条件に従い完了されること、及び本経営統合に必要な政府、当局その他の認可、承認、免除及び免責を得る過程において、公開買付者、統合グループ、三井住友フィナンシャルグループ及び三井住友銀行又は本経営統合が予定している利益に悪影響を及ぼすような、遅延、制限、制約又は条件が課されること(排除措置又は変更措置が課されることを含む。)がないことを前提としております。さらに、メリルリンチ日本証券は、公開買付者の指示に従い、本最終諸契約及び関係書類の最終締結版が、メリルリンチ日本証券が検討した本最終諸契約の草案と、いかなる重要な点においても相違しないことを前提としております。

メリルリンチ日本証券は、本経営統合に関して公開買付者及び近畿大阪銀行の財務アドバイザーを務め、かかるサービスに対し手数料(その相当部分が本最終諸契約の締結を条件とし、また、その相当部分が本経営統合の完了を条件とする。)を受領致します。また、公開買付者及び近畿大阪銀行は、メリルリンチ日本証券の実費を負担すること、及びメリルリンチ日本証券の関与から発生する一定の責任についてメリルリンチ日本証券に補償することを合意しています。

メリルリンチ日本証券及びメリルリンチ日本証券の関係会社は、フルサービスの証券会社かつ商業銀行であり、幅広い企業、政府機関及び個人に対して、投資銀行業務、コーポレート及びプライベート・バンキング業務、資産及び投資運用、資金調達及び財務アドバイザリー・サービス並びにその他商業サービス及び商品の提供を行うとともに、証券、商品及びデリバティブ取引、外国為替その他仲介業務、及び自己勘定投資に従事しています。メリルリンチ日本証券及びメリルリンチ日本証券の関係会社は、その通常の業務の過程において、公開買付者、統合グループ、三井住友フィナンシャルグループ、三井住友銀行及びそれぞれの関係会社の株式、債券等の証券又はその他の金融商品(デリバティブ、銀行融資又はその他の債務を含む。)について、自己又は顧客の勘定において投資し、それらに投資するファンドを運用し、それらのロング・ポジション若しくはショート・ポジションを取得若しくは保有し、かかるポジションにつき資金を提供し、売買し、又はその他の方法で取引を実行することがあります。

メリルリンチ日本証券及びメリルリンチ日本証券の関係会社は、公開買付者及び/又は 近畿大阪銀行に対して、投資銀行サービス、商業銀行サービスその他の金融サービスを過 去において提供しており、また現在もそのようなサービスを提供し又は将来においても提 供する可能性があり、かかるサービスの提供に対して手数料を受領しており、また将来に おいても手数料を受領する可能性があります。

さらに、メリルリンチ日本証券及びメリルリンチ日本証券の関係会社は、過去において 三井住友フィナンシャルグループ、三井住友銀行、対象者及び/又は関西アーバン銀行に 対して投資銀行サービス、商業銀行サービスその他の金融サービス(三井住友銀行が American Railcar Leasing LLC の持分を Icahn Enterprises L.P.から取得した際に三井住 友銀行の財務アドバイザーを務めた件を含む。)を提供しており、また現在もそのような サービスを提供し又は将来においても提供する可能性があり、かかるサービスの提供に対して手数料を受領しており、また将来においても手数料を受領する可能性があります。

メリルリンチ日本証券は、法律、会計又は税務に関連するアドバイスは一切行っておりません。